

賛助会員大募集！

私たちのまちのスポーツサポーターになってください！

(公財) 養老町スポーツ連盟は、養老町のスポーツ文化の発展と養老町民のスポーツ推進、健康増進のために活動しています。

町の財政が厳しい中、これまでのような行政からの補助金は期待できなくなりました。競技力UP、西濃地区大会・岐阜県民スポーツ大会派遣費等を捻出することは困難であり、この部分へのサポートをお願いするものです。

スポーツを通じた健康で活気ある町づくりに、ご支援をお待ちしています。

- ・企業サポーター（賛助会費）
101万円（年）10以上
- ・個人サポーター（賛助会費）
105千円（年）10以上
- ・寄附金（個人・企業）
任意の金額

サポーターの種類とメリット

① 企業オフィシャルサポーター（10以上）

本連盟の新年互礼総会へのご招待、本連盟主催のイベントおよびスポ連ニュース（本誌）での無料広告、本連盟ホームページに企業広告（Lサイズ）及びホームページの無料リンク 等

② 企業サポーターA（3以上）

本連盟の新年互礼総会へのご招待、本連盟主催のイベントでの無料広告、本連盟ホームページに企業広告（Mサイズ）及びホームページの無料リンク 等

③ 企業サポーターB（1以上）

本連盟主催のイベントでの企業名掲載、本連盟ホームページに企業名掲載 等

④ 個人サポーターA（2以上）

⑤ 個人サポーターB（1以上）

税制上の優遇措置

公益財団法人養老町スポーツ連盟への寄付金・賛助会費は、特定公益増進法人への寄付として税制上の優遇措置が受けられます。適用を受けるには「寄附金受領証明書」が必要です。
賛助会費・寄附金受領時にお渡しします。

以下は、所得税及び法人税の優遇措置の事例です。

所得税

A「税額控除」とB「所得控除」のいずれかを選択できます。（確定申告が必要です。）

A 税額控除額（所得税額の25%が限度）

=（寄附金合計額（年間所得金額の40%を限度）- 2,000円）×40%

B 所得控除額 =（寄附金合計額（年間所得金額の40%を限度）- 2,000円）

法人税

一般の寄付金の損金算入限度額とは別に、以下の特別損金算入限度額の範囲内で、損金に算入できます。

特別損金算入限度額 =（資本金等の金額×0.375% + 所得金額×6.25%）÷2

問い合わせ先

〒503-1243 岐阜県養老郡養老町五日市400
養老町総合体育館内
公益財団法人養老町スポーツ連盟事務局
TEL：0584-32-2788
FAX：0584-32-2774

メールアドレス：yorotairen@town.yoro.gifu.jp
ホームページ：http://www.ginet.or.jp/yorotairen/

編集後記

この(公財)養老町スポーツ連盟広報誌も今回で31号となりました。発刊にあたり加盟団体の皆さまには、ご協力をいただきありがとうございます。また、平成27年1月15日開催の新年互礼総会の折には本連盟の新しいスタートとして、スローガンが変わりました。皆様がますますスポーツに親しみ、興味を持って頂けるようにと、広報委員会一同頑張っていますので、これからもご愛読の程、よろしくお祈りします。